

「シンガポール国際仲裁・調停フォーラム」

国際機関日本アセアンセンター

多くの日本企業が ASEAN に進出し投資を拡張しています。日本企業が ASEAN において業務を拡大していく際には、紛争発生の可能性も高まるため、ASEAN における紛争解決制度の理解が必須です。また、ASEAN において契約を締結するに際して紛争解決地としてシンガポールを利用するケースが少なからずあります。

そこで本フォーラムにおいて、シンガポールの紛争解決機関である Singapore International Arbitration Centre (SIAC) および Singapore Mediation Centre (SIMC) から講師をお招きし、シンガポールにおける仲裁・調停に関する最新情報(2017 年の実績・統計、緊急仲裁・簡易仲裁の利用状況、Arb-Med-Arb の利用状況など)、最新のルール改正、シンガポール仲裁・調停の利用方法などについて解説します。

また、ASEAN において、日系企業が関係した国際仲裁・調停案件について多数の実績を有する弁護士法人 One Asia 代表パートナー栗田哲郎弁護士が、日本企業の ASEAN の紛争解決制度、SIAC および SIMC の活用方法、またシンガポールが導入した国際商事裁判所 (Singapore International Commercial Court) の最新状況、今般活発な利用が期待される Arb-Med-Arb の効用などについて説明致します。

さらに、これらの状況をより深く理解するために、上記講師によるパネルディスカッションを行います。フォーラムの際に事前に皆様からいただいたご質問・関心事項に対応したいと思いますので、申込みの際に是非ご質問や関心事項をご記入ください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時	2018 年 1 月 22 日(月) 13 時 30 分～15 時 30 分 (受付開始: 13 時 00 分)
場所	ザ・プリンスパークタワー東京 ボールルーム (地下2階) 東京都港区芝公園 4-8-1 TEL: 5400-1111 http://www.princehotels.co.jp/parktower/access/
講師	Singapore International Arbitration Centre (SIAC), Head (North East Asia) Ms. Seah Lee Singapore International Mediation Centre (SIMC), Director, Ms. Hazel Tang 弁護士法人 One Asia 代表パートナー弁護士 栗田哲郎
主催	国際機関 日本アセアンセンター シンガポール経済開発庁 (Singapore Economic Development Board)
言語	日・英 同時通訳
定員	250 名
参加費	無料
申込み	日本アセアンセンターウェブサイトよりお申し込みください。 電話・メール・ファックスによるお申し込みは受け付けておりません。 http://www.asean.or.jp/ja/invest-info/eventinfo-2017-05/ 受講者には受講票を発行いたします。 お申込みのない方の当日参加はできません。
問い合わせ先	国際機関 日本アセアンセンター 貿易投資部 TEL: 03-5402-8006 http://www.asean.or.jp

☆ 当日は会場受付にて受講票とお名刺 1 枚をご提示ください。

☆ ご記入いただいた個人情報は、本セミナー講演者への提示および弊センターからの各種ご案内をお送りする目的のみに使用します。